

防災基本計画の主な修正事項に係る県計画修正案

①盛り土による災害の防止に向けた対応

防災基本計画修正事項	県計画修正案
<p>(新設)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、盛り土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛り土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛り土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○国〔環境省〕は、盛り土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛り土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛り土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛り土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○地方公共団体は、盛り土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛り土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、都道府県は、当該盛り土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>○県は、盛り土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、是正措置を講じる必要性が確認された盛り土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導等を行うものとする。また、当該盛り土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>該当箇所</p> <p>■第2章 第12節「まちの防災構造の強化計画」</p>

②安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

防災基本計画修正事項	県計画修正案
<p>(新設)</p> <p>○都道府県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>○県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。</p> <p>該当箇所</p> <p>■第2章 第17節「防災体制の整備計画」</p>
<p>(新設)</p> <p>○市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>○市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>該当箇所</p> <p>■第3章 第7節「災害情報の収集・伝達計画」</p>
<p>(新設)</p> <p>○都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>○県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>該当箇所</p> <p>■第3章 第7節「災害情報の収集・伝達計画」</p>

③適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

防災基本計画修正事項	県計画修正案
<p>(下線部修正)</p> <p>○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	<p>(下線部修正)</p> <p>○市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等が発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、<u>市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>該当箇所</p> <p>■第3章 第1節「避難行動計画」</p>

防災基本計画修正事項	県計画修正案
<p>(下線部修正)</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>(下線部修正)</p> <p>○県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u></p> <p>該当箇所</p> <p>■第2章 第17節「防災体制の整備計画」</p>